

## ホーチミン市人民委員会

No. 1204/UNBD-TH

2020年3月31日の政府首相指示（16/CT-TTg）の実施について（概要）

COVID-19の予防・対策に関する2020年3月31日の政府首相指示（16/CT-TTg）の実現に関し、ホーチミン市の実情に基づき、ホーチミン市人民委員会は以下のとおり指導する。

1. 2020年4月1日0時から15日間、市内全域において、首相指示のとおり全ての社会隔離を実施する。

- 全ての市民は自宅で待機する。保健局のガイダンスに従い、食料品及び薬品の調達、救急といった真に必要な場合に限り外出でき、また、工場等で勤務することができる。
- 必需品、生活に必要なサービスを生産・提供する企業等は、引き続き通常通り活動できる。
- 工場等は通常どおり活動できる。ただし、職場においては、労働者の安全距離として2メートルの間隔を保持し、マスクを着用する。また、常に消毒及び換気を行う。所在する区または県の人民委員会に対して、感染症予防・対策の誓約書を送付する。物資の取引・サービスを行う企業、工場等の責任者は、感染症予防・対策の措置を適用し、従業員及び労働者の健康を保証することに責任を有する。
- 取引、仕事、食事で接触する際、最低2メートル以上の間隔を保ち、会社、学校、病院や公共の場所以外において2人を超えて（3人以上で）集まらない規則を厳格に履行する。
- 感染症予防・対策措置の実施を自覚すると共に、自主的な医療申告を積極的に実施する。自分と家族を守るための対策を十分に実施し、当局及びコミュニティが行う感染防止対策に責任を持って参加する。

2. 公的機関は、職員がITを活用して在宅勤務するよう調整する。市の医療機関等は、100%の職員数を確保する。行政手続きに関して、オンラインでの公共サービスの実施強化。一時的に市民・企業から直接書類などを受け取らない（特別なケースは所属機関の長の指示に従う。）。

3. 交通運輸局

- ー各種交通ターミナル、運輸関連企業は、公共旅客サービスを停止する。地域間の往来を最小限にする。公務、食料等必需品の運搬、工場労働者及び企業専門家の送迎、生産物資の運搬といった特別な理由を除き、感染症発生地域から異なる地域への往来を停止する。
- ー市の労働総同盟と連携し、保健当局の勧告に正しく従い、工場等の労働者の往来を誘導・監督する。

※関連文書：ホーチミン市市交通運輸局の通告（3月31日付 No. 3916/TB-SGTVT）

- ー4月1日午前0時から15日間、市内におけるバス等の公共交通及び観光バス等の運行を停止。（特別な理由についても言及あり。）
- ー上記のとおり運行が許可される車両については、乗客の乗車前後の消毒、座席数の50%を超える乗車を禁止し、車両1台につき20名を超える乗客を乗せてはならない。また車両に乗車する全ての者は、規定に従い、マスクを着用し、乗車前に診察を受け、医療申告を行う必要がある。

#### 4. 保健局

- ー司法局と連携し、企業におけるコロナ予防についての誓約書について指導する。
- ーブッダバーのクラスターについて徹底的に対応。適切な措置を執る。

#### 5. 情報通信局

- ーITを活用して在宅勤務できるよう、各機関、各単位を指導する。

#### 6. 商工局

- ー食料を含めた生活必需品を確保する。オンラインや配送を展開し、買い物の際は客同士の距離を取る。
- ー人々の生活に必要な物資・サービスの拠点・工場の具体的な方策について指導する。

#### 7. 労働局

（ホームレスの感染対策など）

#### 8. 人民委員会内に「感染予防対策センター」を設立する。情報通信局にて、

- ーホットラインを設置し広報の上、24時間体制で人員を配置する。

9. 市公安、各区・県人民委員会

- －3月8日以降に入国した者で、隔離措置を受けていない者に対する調査・検査を継続する。
- －接触・濃厚接触した者のリストを作成し、適切に隔離する。
- －犯罪や感染予防対策に係る政府指示への違反に関し、治安・秩序の維持・強化と、厳正な対処。

10. 市司令部（国防当局）及び保健局は連携して集団隔離施設を拡大する。

各局の長は上記を実施し、問題があれば人民委員会に報告するよう要請する。